

第13回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時：令和3年11月26日（金）

14：00～14：53

場所：香川県庁北館

4階 404会議室

（事務局のみ参集。その他はウェブ
会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

鈴木委員

高月委員

○松島委員

○須那委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 議事録署名人の指名

- （座長）皆さん、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから第13回撤去検討会を始めさせていただきます。

本日の議事録署名人の件であるが、松島副座長と須那委員にお引き受けいただきたいと考えている。よろしく願います。

- （副座長）はい、了解した。

- （委員）はい。

III 傍聴人の意見

- （座長）それでは、恒例である、まず傍聴人の方からご意見を頂戴するが、直島町の代表者の方には特段の意見がないという旨を伺っている。本日欠席である。

それでは、豊島住民代表者の方、願います。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）豊島事業関連施設の撤去等対策検討会の先生方には、精力的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

以下、本日検討していただきたいことを申し上げます。

1、資料2で撤去工事の実施状況が報告されているが、安全第一で施工をしていただくとともに、施工管理についてももしっかりしていただきたい。その中で、2ページ3にあるが、沈砂池2の撤去に伴い、埋め戻しされているが、きちんと転圧し、くぼみの生じないようにしていただきたい。

2、資料3（1）の3ページ、資料2、5ページ両方に記載されている全体施工フロー図に記載されている②引抜きの実施、③県の監視員の確認とあるが、遮水機能の解除工事施工時には、香川県の監視員は常駐すると理解してよいのか。実施計画書には記載されていない。遮水機能の解除工事を円滑に進めていく上では、県の監視員の常駐は必要だと考えているので、お尋ねしたい。

3、遮水機能の解除工事と地下水浄化、土壌汚染、ホットスポット（以下、「HS」という。）の浄化作業との関係はどう考えればよいのか。遮水壁に近いHS-⑩での揚水対策との関係について、遮水機能の解除工事までに対策を終了するという見通しなのか否か、説明してほしい。

高潮・暴風、豪雨・豪雪等、激甚災害を伴う異常気象が多発し、地球規模での新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが収まらず、大変な状況ではあるが、どうぞよろしく願います。

- （座長）基本的には、それぞれ資料の審議の中で、今の点を含めて事務局の説明に入れてもらう、あるいは、その後の議論の中で説明してもらう、あるいは、それに対してまた議論していきたいと思う。よろしいか。

- （豊島住民会議）はい。

- （座長）それでは、議題の1番目、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況、その4ということで、まず事務局のほうから説明してもらう。

IV 審議・報告事項

1. 令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その4）（報告）【資料Ⅱ／1】

- （県）では、資料1をご覧いただきたい。令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その4）である。ここでは、今年度これまでに実施している撤去工事等々の状況についてご報告するものである。併せて、この資料1の3ページ目には、令和3年

度の実施状況ということで、工程を付けさせていただいている。

本文中も3ページの工程表も同様であるが、施設番号については、第12回フォローアップ委員会の資料Ⅱ／1に記載のものを用いている。この施設番号を今後も使用していきたいと考えている。

資料1ページ目であるが、これまでの検討会の中で、基本計画書及び実施計画書の審議をいただいた、施設番号で言うと①-1である沈砂池等、それから、①-4の西井戸、③-2の集水井、④高度排水処理施設及び関連施設、⑤簡易地下水処理施設、それから⑥-4排水処理施設周辺の処分地内道路、それから、⑦の上流側の排水路、これらの施設については、工事に着手しており、資料2で現状の施工状況をご報告したいと思っている。

それから、前回検討会で基本計画書の審議をいただいた、施設番号②の遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設並びに⑨の遮水機能の解除関連工事については、資料3で実施計画書をご審議いただきたいと思う。工程のほうも、3ページになるが、併せてご確認いただければと思う。

また、残りの⑥その他施設のうち、⑥-2であるベルトコンベア、⑥-3の専用栈橋については、次回以降の撤去検討会で実施計画書の審議をいただくことを予定している。

1ページ一番下になるが、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し、それから、2ページ目、解体撤去物の搬出計画の策定というところになるが、こちらについては、現時点では変更がなく、今後、進捗状況を踏まえて、適宜、見直しを行っていくこととしている。

なお、搬出計画については、工事の進捗に伴い、12月の第2週で第1便が出航するという状況になっていることを報告させていただく。

- (座長) 基本的にこの資料1のほうでは、今のご説明で2の中の2-1の一番最後の(4)、これ以外は、後ほどまた詳細の説明があるということでもいいのか。
- (県) そうなる。
- (座長) 2-2のほうは、取りあえず、これまで決められたものに変更はないということ。それから、12月の第1便の話というのは、運搬計画の詳細の点については、住民会議なり、あるいは漁協なりというところにはもう既にお知らせしてあるのか。
- (県) そちらのほうは、お知らせはさせていただいている。
- (座長) 我々のほうにも、計画のそういう詳細があったら。

- （県）分かった。それは早急にお送りさせていただく。
- （座長）こういう状況だということを報告していただいていたほうがよろしいかと思う。
- （県）はい、分かった。
- （座長）はい。何かあったら、また鈴木先生にもいろいろご面倒をお掛けすることになるかと思うが、よろしく願います。
いかがか。よろしければ、また詳細は先ほど申し上げたように、次の資料等のでくるので、そちらでご意見を頂戴することにする。
それでは、続いて2つ目の議題になる。令和3年度に実施する撤去工事の施工状況。どうぞ、事務局から説明をお願いします。

2. 令和3年度に実施する撤去工事等の施工状況（報告）【資料Ⅱ／2】

- （県）では、資料2をご覧いただきたいと思う。資料2、令和3年度に実施する撤去工事等の施工状況となる。
まず、1ページになるが、これまでに基本計画書と実施計画書について審議をいただき、実際工事を実施している施設が表1にお示ししている各施設となる。先ほど永田先生のほうからもお話があったが、再度繰り返すと、施設番号①②③⑤⑥に関わってくる処分地内進入路の排水路、承水路、承水路下トレンチドレーン、沈砂池1、2、それから⑦の外周排水路、これは上流側という形になるが、それと、③-2の集水井、④と⑤、高度排水処理関連施設と簡易地下水処理施設、それから、番号①-4と⑥-4になる西井戸と処分地内道路、こちらの各施設となっている。
それぞれの施設の位置については、資料2の一番最後にA3別紙として付けているので、ご確認いただければと思う。
それでは、各施設の進捗状況についてご報告をさせていただく。
2ページ、まず、沈砂池1等の撤去工事の状況である。処分地進入路の排水路、沈砂池1、2、承水路の撤去を完了し、安全管理上の整地作業を進めている。スケジュールにもあるとおり、撤去したコンクリート塊等の分別・保管・搬出という形で12月までにそれを出していくというふうになっており、あと整地工、片付工が残るような状況となっている。
そのため、先ほど沈砂池2の窪地という形になったが、再度整地工を行って、そういう安全上の危険がないように整地をしっかりとしていきたいと思う。
それぞれ、写真1、2、3を付けさせていただいているが、写真1は、沈砂池1の撤

去後の状況であり、コンクリートマットを撤去し、沈砂池の形状は残置し、沈砂機能を確保しているという状況となっている。

写真2は、承水路の撤去後の状況であり、コンクリートマット及びその下のトレンチドレーン砕石の撤去を実施した後、今後、整地を行っていく予定としている。

写真3は、処分地進入路の排水路及び沈砂池2の撤去後の状況で、コンクリートマットを除去し、沈砂池2と書いた黄色線内が見えるかと思うが、こちらを埋戻した状況となっている。

次に3ページ。上流側の外周排水路の撤去工事の状況である。撤去工事のスケジュールを表3としてお示ししており、撤去状況を写真4、5に付けている。写真5のほうは東側ということで高い位置となるが、外周排水路はすべて撤去済みであり、今後は写真に見える足場の解体を実施していくというふうになっている。

次に4ページ、こちらが集水井の撤去工事の状況となっている。これまでと同様に、スケジュールを表4に、また、施設の撤去状況を写真でお付けしている。

集水井の撤去工事については、まず、集水井内の水を排水し、写真7に、少し見えにくい足場を組んで、集水ボーリングの撤去を進めている。写真6にもあるように、集水井内での作業となるので、送風機で換気を行いながら実施している状況になっている。

5ページ、こちらが高度排水処理施設及び関連施設並びに簡易地下水処理施設の撤去工事の状況となる。同様に撤去工事の実施スケジュールを表5に、それから、施設の撤去状況を写真でお付けしている。写真8、9にお示しているが、外壁の石綿除去の足場設置と並行して、内装材等の解体を進めている。簡易地下水処理施設については、配管の撤去作業を進めている。

また、高度排水処理施設等の撤去工事前に維持管理の中で行うこととしていた各槽の内部の洗浄及び汚泥の除去については、定められた「高度排水処理施設の洗浄方法とその工程の手順」、それから、「簡易地下水処理施設の洗浄方法とその工程の手順」に従い、9月10日から開始し、10月29日に完了した。この洗浄作業後には、洗浄廃水の水質検査を行い、その結果を6ページ、表6と7になるが、表6が高度排水処理施設の各工程の洗浄廃水の結果、表7が簡易地下水処理施設の各工程の洗浄廃水の測定結果という形でお示しているが、手順に定められた5物質について、排水基準を満たすことを確認している。

なお、こちらの洗浄作業の実施結果については、委託業者から正式報告を受けたのちに整理し、本検討会に報告させていただければと思っている。

7ページになるが、西井戸と高度排水処理施設周辺の処分地内道路の撤去工事の状況となっている。表8に撤去工事の実施スケジュールをお付けしているが、これらの施設の撤去については、高度排水処理施設の撤去工事と施工ヤードが重複することになっており、現在、工程調整を行っている。先ほど高度排水処理施設のところで写真とし

て見ていただいた外壁の石綿除去の足場が解体されたのち、コンクリート擁壁等の取り壊しを実施していくという予定としている。

以上、現在の撤去工事の施工状況という形で資料2をご説明させていただいた。以上となる。よろしく願います。

○（座長）先ほども冒頭にご意見のあった件だが、まず、沈砂池1のこの深さは、今、どのぐらいになっているのか。

○（県）TP+1m。深さ的に1mの深さがあると。

○（座長）ああ、そうか。それで、安全対策とか、まあ、前からこういうものができたときには、周辺にちゃんと囲いを施して、それで、危険なことをちゃんと告示するような体制を取っていた。これは今、まだここはそういう状態にしていけないということ。

○（県）ここは、まだそれができていない。

○（座長）それはやる予定になっているのか。

○（県）やる予定となっている。

○（座長）それはいつごろ終わるのか。こういうのができたら、すぐに対応しておいたほうがいい。

○（県）了解した。

○（座長）すぐに対応していただけるということで。

○（県）はい。

○（座長）それから、資料の4ページのところに出てくる集水井は、これも撤去が終わった後、埋め戻しを行うことになるのか。

○（県）はい。これは埋め戻しを行う。

○（座長）少し上の所の整地工ということで行うのが埋め戻しか。

- (県) そうなる。
- (座長) それまでの間の安全対策というのも必要になってくるのではないかと思うので、少しそのへんも配慮して対応してみていただけるか。
- (県) はい。安全面には配慮して行っていきたいと思う。
- (座長) 埋め戻しする前にも、きっと、水が底のほうにどんどん溜まっていくかもしれないなと思っているし、周辺から、ここは結構深い。下まで相当あるのか。
- (県) はい。ここは深い。
- (座長) ここは落ちたら大変なことになりそうだなと思うので、少しそういう意味で安全対策は万全を期すように。
あと、いかがか。
- (委員) 5ページの高度排水処理施設のアスベスト、石綿の除去のところは、具体的にどの位置に石綿、外壁に付いているのか。
- (県) この外壁、色として灰色に見えると思うが、この塗装の下に下地処理剤というのが入っており、そこに石綿が入っている。具体的にどこにというのは、この写真上では少し見えかねるかと思う。
- (委員) そのための足場を組んで、それに何かまた覆いを掛けているのか。
- (県) これは、足場を組んでいる所だけなので、この後、これに覆いを掛けて、粉塵の防止をしながら削っていく作業を行う。
- (委員) 分かった。できたら、その足場だけではなくて、覆いをしているところの写真をいただけたらありがたいと。
- (県) 分かった。
- (委員) お願いします。
- (座長) これは、今は1階の部分だけになっているが、その上も基本的な対応はしてい

るのか。

- （県）外壁は全体的というふうになる。これは写真を撮った時点で、ここまでしかまだできていなかった。
- （座長）分かった。それは断っておく必要があつて、さっき高月先生が言われたように、覆いを掛けて、これは1階部分の除去に対応する対応だということを示していただいたほうがいい。2階のときには改めてまた足場を組んで養生して対応するという話になる。いいか。
- （県）はい。承知した。
- （委員）了解した。
- （座長）今、これは1階の足場だけが、シートで覆った状況の写真は。
- （県）まだ足場を組み始めたところの写真であり、まだ、現在進行形であるので、時点、時点で写真をお示しさせていただければと思う。
- （座長）分かった。
- （委員）了解した。
- （座長）では、次回の経過報告のときに入れさせていただくのと、報告書を作るときには、忘れずにその点に配慮した形で記載をする。
- （県）はい、承知した。
- （座長）よろしいか、高月先生。
- （委員）はい、了解である。
- （座長）よろしいか。それでは、次に行かせていただく。次が、議題の3番目、令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成、その3ということである。どうぞ。

3. 令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書(案)の作成(その3)(審議)【資料Ⅱ/3】

○(県) それでは、資料3、令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書(案)の作成についてご説明させていただきます。

今回ご審議いただく実施計画書は、⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事となる。基本計画書を第12回撤去検討会で審議・了承いただき、その後、入札を実施し、受注者が表1に書いているとおり、田中海事となっている。今回、実施計画書(案)をご審議いただき、承認後、撤去工事に着手したいと思っている。

資料3の(1)をお願いします。

2の工事概要について、対象となる施設については、表1に記載のとおりだが、トレンチドレーン、北揚水井、遮水壁鋼矢板などとなっている。

なお、表下の※に記載しているが、鋼矢板については、最長15mのものが発生するので、ダンプトラック等への積載時に小割が必要なものについては、処分地からの搬出までに切断を実施したいと考えている。

3の工事の工程については、具体的には2ページ表2のとおりとなるが、アスファルト舗装等については、12月10日頃から開始することになっているが、本日も承認いただければ、できるだけ速やかに12月早々から取り掛かれるよう準備を進め、併せてトレンチドレーンなどの撤去工事を行いながら、コンクリート塊等の保管・搬出を順次行っており、遮水壁の引抜きを来年1月から始め、3月末までに完了させる予定としている。

ただし、表2に示している実施スケジュールについては、通常の工法で遮水鋼矢板等が引き抜ける場合を想定したものであり、後段4等で施工方法をお示しするが、施工時の工夫が必要となった場合等については、施工期間を延長することもあると考えている。

4の施工方法については、遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルに基づき、遮水壁の引抜きを実施するとともに、記載の基本方針及び基本計画等に従い、遮水壁の引抜きやトレンチドレーン砕石等の撤去等を行っていく。

なお、引抜きの開始については、県の監督員及び撤去検討会委員の専門家が立会い、その際の指導・助言も踏まえてその後の引抜きを実施していく。

また、マニュアルに示されている施工フロー図を3ページの図1に示しているが、⑦専門家による引抜き不可の確認のあった鋼矢板が存置する場合には、その下の⑧、県は水収支モデルを用い地下水位の上昇や地下水浄化の視点からの確認・検討を行ったうえで、本検討会でご審議いただき、削孔による遮水機能の解除を行う必要が認められた場合については、別途、削孔による遮水機能の解除工事の基本計画書及び実施計画書の

審議を行うこととしている。

発生する砕石、コンクリート塊及び金属類等については、記載している「解体・分別マニュアル」に従い適切に分別・保管し、「解体撤去物等の海上輸送マニュアル」に基づき、豊島専用栈橋からガット船等にて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し、原則として有効利用していく。

なお、搬出量が少量であり、搬出時期・処分先の違いによって他の工事との調整がつかない場合については、トラックにより家浦港からフェリーにて島外へ搬出を行うこともある。

また、トレンチドレーン砕石の搬出にあたっては、ベルトコンベアを使用する際には、記載している「ベルトコンベア運転・維持管理マニュアル」に基づき実施するものとしている。

また、作業時の排水については、「豊島処分地の水管理マニュアル」に基づき、処分地内の浸透池等に導水し、地下水の浄化に活用していく。

3 ページ。こちらは、先ほど全体施工フロー図ということで、遮水機能の解除工事に係る施工手順であり、先ほどご説明したが、図1のようになっている。

そこで、先ほど住民会議の安岐事務局長からお話があった、県の監督員による確認ということだが、引抜きの際については、最初の頃については、現地で確認し、順調に抜けるとか、そういった状況を確認しながらになるが、その後については、現場とはすぐ連絡を取れるような体制をもって、適切な現場管理をしながら進めたいと思っている。

また、最終的な工事の完了については、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、了承されたことをもって完了とし、その際、豊島住民会議も同行することとしている。

次に4 ページ、5 の安全管理については、記載のガイドライン、マニュアル及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行っていく。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、安全教育や危険予知活動の実施、新規入場者の教育を行うとともに、アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策も行っていく。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置とし、休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを越えた接触を抑制することとしている。このマニュアルについては、10月21日の健康管理委員会で承認していただいている。

現在、高度排水処理施設の解体工事など、4グループ、合計約26名が現場に入っているが、4グループに分けて、できるだけ接触を抑制した形でコロナ対策を実施している。

6 の緊急時の体制及び対応については、緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関

に連絡することとしており、連絡を受けた県については、「異常時・緊急時等対応マニュアル」に基づき、これまでと同様、委員の皆様や豊島住民会議等の関係者に連絡を行うこととしている。

7の環境保全対策については、記載のガイドライン及びマニュアルに従って行く。

8の廃棄物への対応と対策については、施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたって、記載しているガイドラインやマニュアル等の解体・分別に関する規定に従い、実施していく。

また、輸送にあたっては、こちらも記載のマニュアルの規定に従い、実施していく。

撤去する構造物の解体・分別については、建設リサイクル法に従い、次のページ、5ページの表3、建設副産物の分類の対象ごとに秤量し、記録を残し、処分先は再資源化施設等とし、再利用を図っていく。

なお、トレンチドレーン砕石及び路盤材については、汚染状況を確認するため、搬出前に土壌汚染対策法に基づき900m³ごとに溶出量試験及び含有量試験を行うこととしている。

9の現場作業環境の整備については、現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・看板などを設置することや、工事施工中は、資材・工具・廃材などが風等で飛散することがないように、作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行っていく。また、現場内にごみ箱・吸い殻入等を設置し、当該対象物が散乱しないようにするなど、適切に対応したいと思っている。

10の環境負荷の計測については、記載の「基本計画の環境負荷の計測に関する規定」に従い実施し、表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計することとしている。

11の情報の収集・整理及び公開については、記載しているマニュアルに基づき実施したいと考えている。

それと、最初に安岐事務局長さんから地下水のHS等の対策が残っているというお話があったが、今回、それについては、地下水の排水基準の達成については、専門家の会議、7月の地下水・雨水等対策検討会、8月のフォローアップ委員会において、マニュアルに基づき、処分地全域の排水基準の達成が確認されており、それに基づき、現在、遮水壁の解除工事の実施計画を進めさせていただいている。

現在、処分地のHS等の状況だが、全体的には追加対策をしており、地下水の専門家の先生方にもご指導いただきながら、追加対策をしており、低下しているような状況だが、今後も局所的な汚染源については、専門家の先生の指導・助言をいただきながら進めてまいりたいと考えている。

○（座長）最後の、安岐さんからの質問の、HS対策とこの遮水機能の解除工事との関係

というのを、もう少しはっきり説明してみてくれないか。関係なく、もう、この遮水機能の解除工事は実施するというふうに理解していいのか。

- （県）遮水壁の解除工事については、基本的に排水基準の達成が前提である。排水基準が達成されたというのをフォローアップ委員会でも確認いただいたので、遮水機能を解除したいと思う。

HSに対策している追加的浄化対策については、遮水機能の解除後も必要に応じて行うこととしており、遅くともこれは整地の開始までには終了するという事で承認をいただいているので、その方向で進めていきたいと考えている。

- （座長）だから、基本的には、今の時点で排水基準の達成は承認されているわけで、近場にHS対策の追加的な対策を実施している地点があるが、それとは関係なく遮水機能の解除工事は実施していくという理解でいいのか。

- （県）そういうことになる。

- （座長）はい、分かった。それから、先ほどの常駐うんぬんの話というのは、初期の段階というのはいつごろまでの話なのかなというのが少しあるが、順調に引抜けている状況がどのぐらいなのか。続けば、その後は現地の状況を常に把握する、あるいは現地と連絡体制は常時確保しておくという中で、県のほうは現地に赴くことはしないという、そういう状況になってくるというふうに理解しておけばいいか。

- （県）可能な限り、常駐できる場合はしたいと思っているのだが。

- （座長）常駐というか、引抜きときには監督員が立ち会っているという状態。

- （県）立ち会いができない場合でも、連絡体制はきちんと取れるように、それは体制を組んでいきたいと思う。

- （座長）基本的には、高松のほうから朝、出かけていくという格好になるのか。

- （県）そうなる。

- （座長）そうすると、例えば、海が荒れて欠航するようなときには行けなくなってしまうということにもなるのか。

- （県）可能性としてはある。

- （座長）そのときに工事ができるかできないかというのはまた別なのだが、そういう場合にも、連絡だけはきちんと取れるような体制を考えておいておくように。
まず、松島先生のほうからも少しご意見を頂戴したいと思っているので、今の話に限ったことではないのだが、全体的な実施計画書として見たときに、これでよいかどうか、ご意見があったら、お願いしたいと思う。

- （副座長）実施内容についてはこれでいいと思うのだが、具体的にどのようにやっていくかということは今後考えていかななくてはいけない。初めにどの場所からやっていくかということは今考えていて、地質条件とか、設置場所のことを考えながら、私と県と業者の人と一度相談をして、どういうふうに進めていくかというふうに考えている。
そして、とにかく1台入れて、少し順調だったら2台入れていくようなことを考えて、施工体制は考えている。
さらに、情報化施工ということで、データが絶えず出てくるので、順調かどうかというのは、それをもってうまく評価できるようにして、皆さんにお知らせするようなことを考えている。

- （座長）そうか。分かった。
少し先ほどの取っ掛かりの点、どこから始めるのかという話だが、当初のお話をいろいろ聞いている限りでは、私の理解では両端から始めるのかなと思っていたが。

- （副座長）浅い所は両端をやるのだが、その次にどこをやるかというのを少し決めかねている。短いので、両端は全部やるのだが、長いものをどこからやるかというのは、地質条件と施工の機械の関係でどうするかというのを相談して決めていきたいと思っている。

- （座長）ああ、そうか。分かった。そういうのがある程度決まり、文章化できるようになったら、それは特記事項などの名前を付けて、我々の委員だとか、あるいは、豊島住民会議のほうに送っていただくということをしていただきたいと思いますので、よろしく対応をお願いします。

- （副座長）はい。分かった。よろしくをお願いします。

- （座長）あと、もう1つ、概要の1ページ目のところに廃棄物の話が出てくるのだが、その上に、残土の話が書かれており、これはだいたいどのぐらいの土量が出てくるのか、

想定はされているか。事務局のほう、どうか。遮水壁の両側を少し掘削するわけだが。

- （県）今、手持ちの資料で持ってはいないのだが、1,000とか、数千 m^3 単位で出ることを想定している。
- （座長）結構な量が出てくるわけだが、発生する残土の仮置き場所というのは、処分地内のどのへんになるのか。
- （県）処分地の中央付近とか、測定とかに影響しないような所に今も積んでいる所があるので、その付近に置きたいと考えている。
- （座長）そうか。その点も、先ほど松島先生がお話しになったような内容と合わせて、少し整理した段階ができれば、文章化して、我々にも、あるいは住民会議のほうにもお知らせするように。
- （県）分かった。
- （座長）あと、いかがか。
それから、先ほど搬出は12月の初めぐらいから始まりますという話だったのだが、船による搬出の話だったと思うが、何が今、対象なのかというのが、少しこの表2の撤去工事の実施スケジュールだと、最初は何か。
- （県）最初は、資料2に戻るが、一覧表がここで出てきている。今のところ、この資料2の1ページの審議が終了して実際行っている施設のうち、この表1の上端側、沈砂池1、2であるとか承水路、それから、その右側、外周排水路、これらについてはもう9割ほど工期も進んでおり、ほぼ全部撤去ができていている形になっているので、まずはこれが搬出の対象物になってくるかと思う。
- （座長）分かった。
少し先ほどの確認だが、初期の監督員が常時立ち会いするという状況、なかなか今、言葉で表現するのは難しいのかもしれないが、それをやっている間は現地、あるいは松島先生にも実施している状況を常に報告していただけたらと思うが、それが順調に行き、そろそろ遠隔からの対応になるよといったときには、住民会議のほう、松島先生にもその旨をお知らせするように。
- （県）分かった。

○（座長）よろしいか。それでは、以上が今回準備した資料のすべてである。資料の本体である実施計画書（案）のほうは、概要版だけ説明したが、今回は、きちんと目次のところを見ていただくと、目次に書かれている内容はすべて概要のほうにも記載して、その説明を加えてあるということになっているので、詳細の説明は省略させていただく。

ということで、すべての準備した資料は終わりである。全体をまとめて何かご意見等があれば、お願いしたいと思うが、いかがか。

よろしいか。それでは、議事のほうは終了とさせていただきます。

最後にまた傍聴人の方からご意見を頂戴したいと思う。豊島住民代表者の方、どうぞ。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）2点ある。1つは、資料2の2ページだが、写真1で沈砂池1のことだが、永田先生のほうが、水深がどれだけかと質問されていたが、今日、この会の前に現地に行ったところ、今も沈砂池1については、水は抜けている。たいがい雨が降ったら必ず海に流れるような形で、そういう状況で管理されていると思うので、こういう形で水を張る、水がつくような状態にはならないと思うのだが、そのへん少し県のほうからどのように沈砂池1の管理をされているのかというのを説明いただきたい。

2点目は、資料3の（1）の2ページの下から6行目、施工方法で、廃棄物の撤去に関して少量の場合にはトラック輸送で家浦港から搬出をすると書かれているが、その際には、事前に住民会議なりに連絡してもらったほうが、この日はトラックの搬出があるというようなことを周知してもらったほうが、事故等が起こる可能性が低くなると思うので、そういうふうにしていただきたいという、以上2点である。

○（座長）分かった。2点目については、私の記憶では、島内での搬出マニュアルについては、今おっしゃったような連絡体制の話も書いてあったかと記憶している。県のほうにも答えてもらう。

まず、その沈砂池1の管理状況だが、どうぞ、事務局。

○（県）実際、雨が降れば自然越流という形で出ていくというふうになっているのだが、今、コンクリートマット等を除去したがために、今までに比べて20cmほど水が溜まる幅が大きくなっていると思うので、いつも水が溜まっているような状態、そこで沈砂したうえで、土が入らなくなって外へ出ていっているというふうな形で運用している。

○（座長）今、水が溜まってないというのは、それだけ雨量が少ないということか。

- （県） 先日、雨が降ったので、溜まっているという状況だと思う。
- （座長） ああ、そうか。はい。
- （県） 2つ目は、永田先生がおっしゃるとおりだが、マニュアルに記載のとおり、島内道路を活用する際には、住民会議のほうに連絡したうえで搬出するように手続きをしていきたいと思っている。
- （座長） はい。中地さん、よろしいか。
- （豊島住民会議） はい、結構である。

VI 閉会

- （座長） それでは、以上をもって、本日の会議は終了させていただく。予定よりだいぶ早く終わったが、この今日の資料の中では、資料3、これをご承認いただかないと次の工程に移れないということになるので、書面審査よりもウェブのほうが望ましいだろうということで、会議をさせていただいた。また、今後もこの事業の進捗に合わせ、承認いただく書類が出てくる。その際にはまたウェブでの開催等実施させていただきたいと考えているので、よろしく対応のほう、お願いする。
では、以上で本会は終了とする。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員